

耐震診断・耐震改修補助制度 Q&A(よくある質問)

Q 相談は、どのように行えばよいですか。

A 電話での相談も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。窓口での相談は、市役所本庁（東庁舎2階）の建築指導課窓口までお越しください（各支所及び出張所での相談はできません。）。

Q 耐震診断をどこにお願いすればよいか分かりません。どうすればいいですか。

A 市から耐震診断機関（栃木県建築士会・栃木県建築士事務所協会）に連絡し、耐震診断士の派遣を行います。御相談ください。

Q 補助制度を利用したいと考えていますが、補助対象になりますか。

A 補助対象要件については、市ホームページや補助制度のチラシを確認してください。

Q 昭和56年5月以前に新築し、昭和56年6月以降に増築をしています。その場合でも補助対象となりますか。

A 昭和56年6月以降に、増築前の延べ面積の過半以上の増築をしている場合は、補助対象となりません（過半未満の増築であれば、補助対象となる場合があります。）。

Q リフォーム工事は補助の対象になりますか。

A 補助の対象にはなりません。リフォーム工事（屋根・外壁の塗装、水回りの設備の更新等）と併せて行う耐震改修工事のみが対象です。

Q 既に耐震改修工事（耐震建替え工事）が完了している場合でも、補助を受けることができますか。

A 年度ごとの予算に基づき交付するため、改修工事等の契約及び着手前に申請し、市の交付決定を受けないと、いかなる理由があっても、補助金を交付できません。

Q 耐震改修費用はどのくらいかかりますか。また、自己負担はどのくらいですか。

A 日本建築防災協会の統計によると、木造2階建ての耐震改修工事は100万円～150万円で行われることが最も多く、全体の半数以上が190万円以下で行われています。

例) 改修工事費用が150万円（居住誘導区域内での改修）の場合

《補助金の額》 150万円×4/5=120万円 ➔ 100万円（限度額）

《自己負担額》 150万円 - (100万円+10万円) = 40万円

Q 令和8年度分の補助申請は、いつからできますか。

A 令和8年4月20日（月）より事前相談の受付を開始します。申請受付日につきましては、国の予算成立時期によって遅れる場合がありますので御了承ください。

なお、補助金等は、予算上限に達し次第、受付終了となるため、事前相談の件数によっては早期に受付を終了することがあります。